

平成 28 年度の目標およびその達成に向けた活動計画

田原市農業委員会では、今年度の目標と活動計画を次のように設定し、活動しています。
(主な内容を抜粋、平成 28 年 6 月設定)

1 遊休農地に関する措置

- (1) 現状
管内農地面積 6,784ha
遊休農地面積 454ha
- (2) 課題
農業者の高齢化と後継者不足により遊休農地が発生している。遊休農地発生防止の呼びかけと早期発見が必要である。
- (3) 目標
遊休農地解消面積 20ha
- (4) 活動計画
利用状況調査 9月～10月
調査結果取りまとめ時期 11月～3月
- (5) 調査方法
農地利用集積促進員により、管内農地を1筆ごとに調査する。

2 担い手への農地の利用集積・集約化

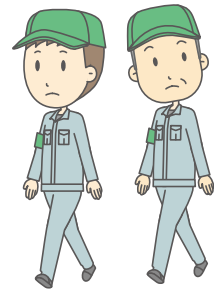
- (1) 現状
管内農地面積 6,330ha
(耕地および作付面積統計より)
- (2) 課題
農業従事者の減少・高齢化などによる耕作放棄地の増加、農地の分散が農地の確保・有効利用を図る上で課題となっている。
- (3) 目標
集積面積 20ha
- (4) 活動計画
年4回発行の農業委員会だよりを利用して広く制度の普及に努め、効率的な利用集積を促進する。

3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

- (1) 現状
平成 27 年度新規参入者数 3 経営体
平成 27 年度新規参入者が取得した農地面積 1.8ha
- (2) 課題
農地の取得、営農技術の取得、資金の確保などの支援が必要である。
- (3) 目標
3 経営体
- (4) 活動計画
年 4 回発行の農業委員会だよりを利用して広く制度の普及に努め、新規参入者の支援を促進する。

4 違反転用への適正な対応

- (1) 現状
違反転用面積 8.5ha
- (2) 課題
農地法の理解不足による違反転用も多くあり、違反転用防止を図るため農地パトロールの強化、是正指導を実施するとともに、農地法についての周知を図る必要がある。
- (3) 活動計画
農業委員会だよりにより違反転用防止を周知する。農地パトロールを実施する。違反転用箇所を把握し、原状回復などの指導を行う。



農地転用許可を受けた方へ

農地転用許可を受けて農地を農地以外の地目に転用した際には、不動産登記法により地目変更の登記を法務局へ申請しなければなりません。転用許可を受けても地目変更登記をしないと、登記簿の地目が農地のままとなり、土地の所有権移転が容易にできなかったり、相続の際に問題になったりするなど、不利益を被る恐れがあります。

完了後は、速やかに地目変更の登記手続きをしてください。

婚活イベント・旬の渥美半島で素敵な出会いをみつけませんか

市内の農家の女性と旬のキャベツを収穫し、花結びパフォーマンスを楽しみながら、素敵な出会いを見つけてませんか。(1泊2日)

※詳細はお問い合わせください。

・開催日 12月4日(日)・5日(月)

・場所 伊良湖ビューホテル

・参加条件 1 独身男性 30～45歳

2 農業に関心のある方

【独身女性】 市内在住の25～45歳で、農家の方